

羽幌町立学校における働き方改革の実施計画

平成30年7月 作成

平成31年3月 一部改正

令和元年11月 一部改正

令和3年9月 全部改正

1 はじめに

羽幌町教育委員会(以下「町教委」という。)では、教師自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことを目的とし、北海道教育委員会(以下「道教委」という。)の「学校における働き方改革北海道アクション・プラン(以下「道アクション・プラン」という。)」に基づき、学校職員の長時間勤務の解消を図るため、これまで「早急に取り組む必要があり、効果が期待できるもので取り組みやすい3つの項目」を重点取組事項として実施してきたところである。今後においても、その取組状況を精査し、「道アクション・プラン」に基づき現状に沿った取組を継続するものである。

なお、本計画については、国や道教委の動向を勘案しながら、必要に応じて見直すものとする。

2 令和2年度までの取組の成果と課題

町教委では、道アクション・プランにおける令和2年度末に目指す指標を基に「3つの項目」を重点取組事項として実施してきたところであり、その取組状況は、次のとおりである。

【部活動休養日と活動時間の設定】

取組内容	令和2年度末
学期中は、週当たり2日以上休養日を設けている学校の割合	100%
長期休業期間の休業日の設定を学期中と同様としている学校の割合	100%
部活動の活動時間は、平日で2時間程度、週末及び長期休業期間は、3時間程度としている学校の割合	100%

○部活動における休養日及び活動時間を適切に設定し、休養等を設ける意識が醸成されている。

【勤務時間に関する制度の有効活用】

取組内容	令和2年度末
1月単位の変形労働時間制を有効活用している学校の割合	100%
週休日等に係る振替制度を有効活用している学校の割合	100%

○多忙時等における勤務時間が弾力的に取り扱われ、制度が浸透し活用されている。

【勤務時間を意識し、長時間勤務を改善するための基準】

取組内容	令和2年度末
平日の退勤時間は、午後8時までと設定している学校の割合(定時制高校は除く。)	100%
月に2日以上は、定時に退勤する日を設定している学校の割合	67%
教員の* ¹ 在校等時間から* ² 所定の勤務時間を減じて得た時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内を目標としている学校の割合	100%
年に9日以上は学校閉庁日を設定している学校の割合	100%

○上記取組は基準として設定され、規定の時間内で退勤するなどの努力する取組を行ってきたところであるものの、道教委における勤務実態調査の結果から、多くの教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっている。これらの解消を図るためには、教員が担っている業務や調査業務の更なる精選・見直し等を行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。また、各学校において、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、部活動の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

○「月に2日以上は、定時に退勤する日を設定している学校の割合」が67%であるのは、一部の学校において、退勤日を設定しなくても所属教員が定時に退勤していることが理由として掲げられている。

※備考

(1) 「在校等時間」とは、教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下、同じ。)が学校教育活動に関する業務を行っている時間(正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)

エ 休憩時間

(2) 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日(祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日(代休日)が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1箇月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

【その他】

取組内容	令和2年度末
勤務時間を客観的に把握するシステム(以下「出退勤管理システム」という。)の導入した学校の割合	100%
校務支援システムを導入した学校の割合	80%
I C Tを活用した教材の共有化の検討(児童生徒1人1台端末の設置割合)	100%

○令和2年度に町立学校全校において出退勤管理システム、町立高校を除く小中学校において校務支援システムの整備を終えている。また、I C Tの活用についても、国が進める「G I G Aスクール構想」に基づき児童生徒及び教職員への端末整備を終了しており、今後は、各システム及び学習用端末の効果的な活用を推し進める必要がある。

3 今後における取組の方向性

学校における働き方改革の目的である「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」の実現を図るため、これまでの取組を継続しつつ、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

(1) 目標、重点的に実施する取組及び取組期間

ア 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1箇月で45時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間)以内、1年間で360時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間)以内とする。

イ 重点的に実施する取組

- (ア) 在校等時間の客観的な計測・記録
- (イ) メンタルヘルス対策の推進等
- (ウ) 働き方改革手引「Road」等の積極的な活用
- (エ) I C Tを積極的に活用した業務の推進
- (オ) 部活動休養日等の完全実施
- (カ) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

ウ 取組期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、町教委及び各学校が緊密に連携・協力しながら、目標達成に向けて取り組むものとする。

(2) 町教委と学校の役割

ア 町教委の役割

- (ア) 働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を実施する。
- (イ) 働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。

イ 学校の役割

- (ア) 校長は、学校の重点目標に働き方改革を位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- (イ) 校長は、本計画に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実

態を踏まえ、働き方改革手引「Road」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を推進する。

(3) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。このために各学校は、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、業務改善の推進を学校評価へ位置付けるとともに、保護者や地域住民等の理解を深めるための説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

(4) 学校や教員が担う業務の明確化

各学校は、子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、必要性が低下し、慣習的に行われている業務については、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内・外の関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら地域や保護者の理解の醸成に努める。

4 具体的な取組

(1) 業務に専念できる環境の整備

ア 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

(ア) 働き方改革を進める上で「コアチーム(「Road」第3章に掲載)」等中核となる組織の設置又は活用を促進する

(イ) 働き方改革の取組の進捗状況を確認するチェックリスト(「Road」第7章に掲載)を活用する。

イ ICTを積極的に活用した業務等の推進

(ア) 各教科等の特質を生かした教科等横断的な視点から教育課程を編成し、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。

(イ) ICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実やICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備を図る。

ウ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

(ア) 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、教育活動へ協力いただくために、働き方改革の各種取組に係る情報提供等を行う。

(イ) 学校を核とし、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、「コミュニティ・スクール」の効果的な取組を進めるなど地域の実情に応じた効果的な活動を促進する。

エ 専門スタッフ等の配置促進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員等の専門スタッフを必要に応じて配置又は派遣を検討する。

オ 校務支援システムの利用促進

校務支援システムの有効活用と必要に応じてシステムの改善等を行う。

カ 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考に学校給食費の公会計化を推進する。

(2) 部活動指導に関わる負担軽減

ア 部活動休養日等の完全実施

(ア) 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動における部活動休養日の完全実施に向けた取組を実施する。

(イ) 部活動の活動時間は、原則、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度(大会 1 か月前の活動時間の特例や高等学校における弾力的な設定(休日 4 時間程度)は例外的な取扱いで、これを安易に適用することは避けるべきであり、これを実施する場合の勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨を徹底)とする。

※部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「羽幌町立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

イ 複数顧問の効果的な活用

部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置し、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践する。

ウ 部活動指導員等の配置

部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員等の配置検討とその効果的な活用を促進する。

エ 部活動の地域移行や合理的で効果的な部活動の推進

国の部活動改革の一つである「休日部活動の段階的な地域活動への移行」に向けた取組の方向性を踏まえ、当制度の導入等を検討する。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

ア 在校等時間の客観的な計測・記録

(ア) 出退勤管理システムを適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測及び記録する。

(イ) 在校等時間の計測の効果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえた公文書としての管理及び保存を行う。

(ウ) 地域住民等に対し、教員の在校等時間への理解を図る。

(エ) 在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう業務の平準化や効率化等の取組を推進する。

イ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

(ア) 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう次の取組を推進する。

- ・月 2 回以上の定時退勤日の実施
- ・年 2 回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ・15 日以上有給休暇の取得促進(年 5 日以上を確実に取得。まとまった日数の)

連続した取得の促進)

・仕事と育児・介護等の両立支援

- (イ) ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や組織としての優先順位を明確にし、業務の効率化を図る。
- (ウ) 子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを進める。
- (エ) 女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう行動する。
- (オ) 修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、職場内で必要な配慮を行うものとする。

ウ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- (ア) 管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標とする。
- (イ) 管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- (ウ) 管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

エ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

オ 働き方改革に関する研修の実施

教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方改革に関する研修を実施するものとする。

カ 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

教諭等及び事務職員それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境整備を図るとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。

(4) 各種体制の充実

ア メンタルヘルス対策の推進等

- (ア) 教職員の健康管理に関し、必要に応じて専門家等による助言・指導を受けるものとする。
- (イ) 時間外在校等時間が一定時間を超えた学校教職員に対し、面接指導を実施する。
- (ウ) 学校職員を対象としたストレスチェックの実施を検討する。

イ 調査業務等の見直し

- (ア) 学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、可能な

限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。

(イ) 各種団体が実施する各種コンクール等への出展、地域活動への参加等、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

ウ 勤務時間等の制度改善

4週の間内での変形労働時間制や週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例など職員の勤務時間に係る制度を有効活用する。

エ 適正な勤務時間の設定等

(ア) 児童生徒等の登下校時刻や、部活動・学校の諸会議等について労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。

(イ) やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行う。

(ウ) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

オ 教育課程の適正な編成・実施

標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう留意するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮する。

カ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

(ア) 児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

(イ) 学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、専門的見地等を活用する。

キ 若手教員への支援

若手教員が得意とする分野の能力を学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

ク 教頭への支援

校長を助け校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 調査業務の見直しや簡素化を図る。
- ② 必要な人材の配置等の体制の整備を図る。
- ③ 事務職員等との役割分担を図る。

ケ 学校行事の精選・見直し

学校行事の精選、取組内容の見直し、準備の簡素化を図るほか、次の取組を促進する。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図る。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討する。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。

コ 学校が作成する計画等の見直し

(ア) 新たな課題に対応するための計画作成に当たっては、既存の各種計画の見直しの範囲内での対応等を検討する。

(イ) 学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、統合した計画等の作成を検討する。

(ウ) 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

サ 学校の組織運営に関する見直し

学校に設置されている様々な委員会等で類似の内容を扱う委員会等については、その整理や統合など、業務の適正化に向けた検討を行う。

シ 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

(ア) 非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

(イ) 各学校や地域の実情を踏まえつつ、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

5 働き方改革の推進に当たっての留意事項

(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意する。また、この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組むものとする。

(2) 在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないものとする。

(3) 在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないものとする。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものである。なお、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。